

第150回 電力・ガス取引監視等委員会【第1部 公開開催】

議事録

日 時：平成30年6月18日(月)13:30～13:50

場 所：経済産業省 別館1階103-105会議室

出席者：八田委員長、林委員、圓尾委員、箕輪委員

議 題：

- (1) 「一般送配電事業者及び送電事業者の法的分離にあわせて導入する行為規制の詳細について」を踏まえた省令の改正の建議について
- (2) 関西電力大飯原子力発電所3・4号機の再稼働に伴う値下げについて

○八田委員長　それでは、ただいまから、記念すべき第150回電力・ガス取引監視等委員会を開きます。

今日は2部構成ですが、まず、第1部を行います。

それでは、早速議事に移ります。

議題の(1)は、「法的分離に伴う行為規制の詳細について」です。恒藤課長よりご説明をお願いいたします。

○恒藤NW事業監視課長　PDFでは4ページ、資料3でございます。本文を御覧いただけますでしょうか。

電気事業法に基づきまして、2020年度から一般送配電事業者及び送電事業者の法的分離を行うとともに、それらの人事や業務委託などを規制する行為規制を導入することとされてございます。

その行為規制の詳細につきましては、経済産業省令で定めるとされておりまして、本委員会では、その省令の内容につきまして、制度設計専門会合におきまして検討を行ってきたところでございます。

約1年間の審議を経まして、先々月の4月に一般送配電事業者の行為規制の詳細について取りまとめを行いまして、5月には送電事業者の行為規制の詳細について取りまとめを行ったところでございます。

つきましては、これらの内容につきまして、正式に経済産業大臣に対して建議をすることにしたいと考えてございます。

次のページ、PDFで5ページ目をお願いいたします。これが建議文の案でございます、「経済産業省令の改正に関する建議」という形にさせていただきます。

次の6ページから、内容について添付をさせていただきます。

これを取りまとめました制度設計専門会合には稲垣委員、林委員、圓尾委員が入っておりますし、また節目節目でこの場でもこの内容についてはご説明をさせていただいてきたところでございますが、念のため、改めてご確認をいただきたいと考えてございます。

まず16行目から「送配電事業者に求める体制整備について」でございます。25行目から「情報を適正に管理するための体制整備」、それから34行目から「業務の実施状況を適切に監視するための体制の整備」、そして、43行目から「その他必要な措置」を記載してございます。それから、その下の47行目以下が「社名、商標、広告・宣伝等に関する規律」でございます。57行目から「社名」について、それから、次のページの64行目から「商標」について、そして、83行目からは「広告・宣伝等」についての規律の内容を記載してございます。その下、89行目からは「業務の受委託等に関する規律」の詳細についてでございます。90行目からは「業務委託の禁止の例外」、それから112行目からは、反対に「業務受託の禁止の例外」でございます。

それから、飛んで次のページでございますが、138行目からは、「グループ内での取引に関する規律」、そして、その次のページの165行目からは「兼職に関する規律」ということで、まず173行目から「取締役等の兼職禁止の例外」の具体的な範囲、そして185行目から「兼職禁止となる従業者の範囲」を記載してございます。

そして最後、211行目に「送電事業者の行為規制」について、「一般送配電事業者と同様の内容とすることが適当である」という旨を記載してございます。

以上、この内容で経済産業大臣に建議を行うということによろしいか、ご確認をいただければと存じます。

よろしくお願いいたします。

○八田委員長　ありがとうございました。

それでは、ただいまのご説明に対してご質問、ご意見ございませんでしょうか。

圓尾委員と林委員はこれにご出席されたので、何かお言葉を申し上げます。

○林委員　ありがとうございます。

制度設計専門会合並びに本委員会で何回か丁寧に議論をしまして、本日、きっちりまとめていただきましてありがとうございました。この方向で全く異論はございません。

どうぞよろしくお願いいたします。

○圓尾委員　私も議論に参加しました。適切な形にまとまったと思います。

法的分離は2020年以降ですけれども、中立性を確保する、そのためには情報の管理がとても大事なのだということが盛り込まれていると思います。これが2020年にスタートして、直ちに体制が機能して省令違反、法令違反にならないようにうまくオペレーションできるというものでもないと思いますので、ここから1年少しありますから、その間に、これに基づいて電力会社各社は前倒しでこういったことを織り込むような行動をとり、体制整備をするようにぜひお願いしたいと思っております。

以上です。

○八田委員長　ありがとうございました。

それでは、法的分離に伴う行為規制の建議について、事務局からご説明のあったとおりに建議することにしてよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

異論がございませんでしたので、案の通りに大臣に対して建議することといたします。

それでは、次の議題ですが、議題（2）は、「関西電力の小売料金値下げについて」、野沢管理官からご説明をお願いいたします。

○野沢統括NW事業管理官　それでは、資料4、スライドですと17/79ページでございます。「関西電力大飯原子力発電所3・4号機の再稼働に伴う値下げについて」、ご説明をさせていただきます。

冒頭の（趣旨）にも書かせていただいておりますけれども、関西電力から、大飯原発3・4号機の再稼働に伴って特定小売供給約款の値下げ届けがありまして、先般、経済産業大臣から、本委員会宛てに意見の求めがあったところでございます。

本委員会といたしましては、平成27年5月の供給約款認可時に付された条件に基づき適正な値下げが実施されていることを確認するため、先週の6月15日に料金審査専門会合を開催したところでございます。

今回、料金審査専門会合の結果を踏まえた経済産業大臣への回答について、ご審議いただければと思います。

「主なポイント」、2.を御覧いただくと、6月15日に開催されました料金審査専門会合では、平成27年5月15日の関電に係る査定方針に基づき、ご審議いただいております、値下げの実施時期や値下げ率等の適正性を確認、検証についてのご審議を、公開及び動画

中継により情報公開を行い実施したところでございます。

その料金審査専門会合による確認の結果、査定方針における条件に照らして、現時点の状況において条件を満たす値下げが行えると認められたため、次のスライド18/79ページのとおり、大臣への回答を行いたいと考えておりまして、ご審議いただければと思います。

スライド19/79以降の資料4、参考1～参考3までが先般の料金専門会合での資料でございます。事務局からご提示している参考資料1として、スライド21/79を御覧いただくと、値下げ届け時の確認の考え方を示しております。下から2行目のレ点のところですけれども、今回、「大飯原子力発電所3・4号機の再稼働に伴って、火力燃料の焚き減らし等による料金原価低減分の値下げが適切になされているか」を確認事項としております。

次ページ以降には、平成27年5月の関電の値下げ時についての概要を添付しております。PDFの29/79ページを御覧になっていただければと思いますが、下のグラフの下段のところでございます。

今回の値下げ前の料金収入の比較では、現行料金収入が1 kWh当たり17.37円に対して、今回、原価については16.44、総額にして1,017億円、5.36%の値下げとなっております。なお、ここでの規制分野と自由分野の値下げ率は、それぞれ4.03%と5.94%となっております。

次ページ、PDFの30/79ページでございますが、ここでは、今回の値下げの内訳が示されております。下段のグラフですが、今回の値下げ5.36%にして、金額1,017億円ですけれども、このうち5.22%の990億円、これが大飯3・4号機の再稼働に伴って火力燃料費の削減分の値下げということになります。残りの0.14%、この27億円については、経営効率化の深掘り等のその他要因による値下げとなります。

次の31/79ページでございますけれども、このページは、大飯3・4号機の再稼働による火力燃料費の削減分による値下げ990億円の考え方が示されております。

下のグラフを御覧いただきまして、左側は前回の高浜原発再稼働に伴う値下げ時での原子力利用率22%に対して、7基稼働したということ想定してはおりますけれども、22%に対して、右側は、今回で大飯の再稼働分を含めた原子力利用率は48.8%ということになっております。

この原子力利用率増分26.8%に、原子力利用率1%上昇した際の火力燃料費の削減額37億円を乗じて990億円というのが算出されております。なお、この37億円というのが原子

力可変費と火力燃料費の可変費の単価差に、1%原子力利用率が変動した場合のキロワットアワーを乗じて算出された数字となっております。

次ページの32/79ページを御覧になっていただければと思います。これは、経営効率化の織り込み状況の説明スライドとなっております。今回の原価につきましては、他社電源、自家発電等の固定費削減による需給関連費の低減とか競争発注比率の見直しによる調達価格の低減等で、設備関連費や修繕費の低減などによって141億円の経営効率化の深掘りが織り込まれております。

次ページ33/79でございます。先ほど出てきました経営効率化の深掘り等の影響額は27億円でございましたけれども、経営効率化の深掘り額は141億円でしたので、効率化以外のそのほかの要因も含めて説明したスライドがこちらでございます。

大飯3・4号機の再稼働に伴って定期検査が増加して修繕費などが増加している影響で183億円の原価が押し上げになっておりますけれども、一方で、今回託送料金を据え置きという影響が56億円、あと先行基稼働影響としての14億円が減少要因となっております。

なお、先行基稼働というのは、4月10日に営業運転を果たしている大飯3号機については、査定方針の関係では6月に値下げを行うべきところを、今回は2基まとめた値下げを行うこととなったことから、7月に値下げが行われておりますので、この1カ月分の値下げメリットを追加で織り込んだ影響となっております。

次ページは34/79でございますが、ここでは再エネ賦課金とか消費税分を除いた平均単価ベースで電気料金水準の推移が示されております。（前提諸元）下の表のところ、大きく異なっているところですが、単純に比較は難しいのですが、震災前のキロワット当たりの単価は16円に対して、2度の値下げで19.96円まで上昇した単価が、今回の値下げ後に16.44となっております。

今回の料金審査専門会合では、ご審議いただいた後に、最後に山内座長からは、今回の値下げ届出については、大飯原発の3・4号機の再稼働による燃料メリットを適切に反映していると判断し、これを料金審査専門会合の結論としたい旨、まとめていただいております。

なお、座長からのコメントとして、電力市場の競争が進展していく中で、総括原価をどのように把握していくかというのは今後の課題ではないか。また、電力会社に対しては、説明の内容、資料の出し方等についても、需要家によりわかりやすい形での作成について、さらに努力していただきたいと、追加コメントをいただいております。

私からの説明は以上です。

○八田委員長　　ありがとうございました。

それでは、ただいまのご説明に対して、ご質問、ご意見ございませんか。

箕輪委員どうぞ。

○箕輪委員　　今ご報告があったとおりですけれども、私も料金の方で出させていただいて、1年前にも同じようなお話がありましたけれども、そのときの議論も踏まえて、よく説明していただいたのではないかと考えています。

一般消費者にわかりやすくというところは、もちろん意見としてありましたけれども、この内容自体は、私も特に意見はございません。

以上です。

○八田委員長　　ありがとうございました。

圓尾委員どうぞ。

○圓尾委員　　1点だけ補足といいますか、山内座長に最後まとめていただいたところです。これは、私も申し上げたのですが、今回、原子力が再稼働したことによるランニングコストの低下を値下げという形で出したところがメインですが、その一方で、中身をいろいろみると、域内の需要が減少し、新規参入者にとられて、関西電力さん自身の販売電力量も減少しているという事態が見えてきました。

それで、当然販売電力量が減っているのを、手をこまねいてみているわけではなくて、一つには、マーケットで売るとか他社に売るという卸売りの形で販売を拡大する面もあれば、そういう取られたお客さんについても、少なくとも託送料金という形では固定費の回収もされています。ないことを願いたいのですが、関西電力に限らず、将来的に移行措置料金の値上げ申請などというものがあつた場合には、販売電力量に対して何を固定費として区別して抽出して割り返していくかの考え方をきちっと整理する必要がある。今までのようにほぼ100%を旧一般電気事業者が売っているというケースではないので、その辺の固定費の割り振りを今後はきちっとやらなければいけないというのがみえてきました。

以上です。

○八田委員長　　ありがとうございました。

ということは、今の仕組みでは、将来、大量に相対でもって新規参入者に売ることになったときには、あるいは取り引きに出す割合が大きくなったときには、固定費の計算のやり方というのは、もうちょっと工夫する余地があると、そういうことですね。

○圓尾委員　はい。

○八田委員長　ありがとうございました。

林先生は、何かありますか。

○林委員　結構です。

○八田委員長　はい。

それでは、ただいま事務局からご説明があったとおり、関西電力の大飯原子力発電所の再稼働に伴う値下げについて、査定方針における条件に照らし、現時点の状況において、条件を満たす値下げが行われていると認められる旨、回答してもよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

異論がございませんでしたので、そのように大臣に回答することにいたしたいと思いません。

本日、第1部で予定していた議事は終了いたします。

ほかに何かございますでしょうか。――事務局より連絡はありますでしょうか。

○新川総務課長　第2部につきましては、準備が整い次第開催させていただきます。

○八田委員長　それでは、これをもちまして第1部を終了いたします。

どうもありがとうございました。

――了――